



経営改善に向けた 各種取組を支援します

職員・利用者の確保に向けたホームページ開設や、
経営改善に向けて社労士等の支援を受けるための経費等を補助します。
ぜひご活用ください。

対象者

栃木県内の居宅介護支援事業所等^(※)

※居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所に限る

申請期限

令和8(2026)年9月24日(木)

申請先

栃木県高齢対策課介護事業者担当



《申請方法》

- ・ホームページから申請書類をダウンロード
- ・申請書類を作成の上、「栃木県電子申請システム」で提出

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10773

【補助の対象となる取組】

取組内容	補助上限額 ^(※1)
事業所の経営改善 (例) 各種加算の新規取得のためにコンサルタント事業者や社労士等の支援を受ける、事務作業を行うための臨時職員を雇用する	40万円
職員や利用者の確保のための広報活動 (例) ホームページの開設・改修 リーフレットやチラシの作成、印刷	30万円

※1 1事業所当たり上限額。申請多数により減額する場合があります。

※2 交付決定前に発注等を行ったものは補助対象外となります。

※3 事業完了後に発注書、納品書のほか、請求書・領収書等支払を証明する書類の提出を求めますので、適切に保管願います。

【申請・お問い合わせ先】

栃木県 保健福祉部 高齢対策課 介護事業者担当

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 県庁舎本館4階

TEL:028-623-3149 FAX:028-623-3058 E-mail:kaigohoken@pref.tochigi.lg.jp